

議案第 26 号

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。